平成２３年（フ）第３０１号
静岡県沼津市北園町２番地の10　サザンウィンド北園105、前住所静岡県下田市大賀茂477番地　朝日苑Ｌ棟
債務者　久保　勝敏（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
静岡県伊豆の国市田京76番地の24
債務者　南場　勝義
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
静岡県伊豆の国市田京76番地の24
債務者　南場　金子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
静岡県三島市中島277番地の１　プチビアン落合101
債務者　髙橋　良治
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４８号
名古屋市南区笠寺町字柚ノ木21番地　嘉藤ビル302号
債務者　ラウンジＲｏｓｅこと　林　喜美代
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０６４号
愛知県大府市共和町３丁目10番地の３　パレスＡ101号
債務者　川原　玲奈
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９１号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　17号棟507号室
債務者　伊藤　泰子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋１番地211
債務者　井澤　里美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
京都府亀岡市北河原町２丁目３番17―506号
債務者　大野　一幸
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
岩手県岩手郡岩手町大字土川第４地割78番地３
債務者　田中　祐樹
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３７８号
茨城県桜川市岩瀬1422番地３
債務者　小林　彩子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３７９号
茨城県水戸市朝日町2952番地
債務者　石川　　房
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３９２号
茨城県水戸市見和１丁目381番地の12　市営桜が丘住宅30棟306号
債務者　小田野比佐代（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３９９号
茨城県常陸大宮市八田38番地の６　ルモンド大宮３―102
債務者　廣木　喜重
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４０９号
茨城県ひたちなか市大平１丁目19番６号　ローズタウン101号
債務者　濱砂　誠二
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４１１号
茨城県水戸市三湯町395番地
債務者　井坂　雅江
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４２２号
水戸市見和２丁目255番地県営見和アパート８棟402号
債務者　横山　里美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　水戸地方裁判所